



索引番號

XII

15408-111 海

(四八七四)

國平度路按徑路平度路

平度路



양행화주의

공고방법

신문저상

제재신문

신문신문, 조선신문, 매일신문

신문, 평화신문

공고기간

만기 4인 7원

공고료

全六萬圓정 (延日 本 100000)

지출과목

인쇄회계

書報費, 本費

修繕費, 手教科

手教科

(공고안)

서울신문별시공고제 111호

1885

서울특별시 노른은상 부감음 징수 체계 제초에  
자랑을 사 용하는 것은 재가이 의하의 사 용신 고  
바라나

만 신고 기할 주머니 신고 하라 양을 때 이 는 앙 시 의 시

의 방 전 으 르 권 리 하 다

만 기 3 8 1 4 1 4 1 4 1 4

서울특별시감 감 태 신

신고 대상 자랑

만

자가용 관용 영입용 의 승용 자동차  
자용차량차 유아차  
무선 소방 경찰 경찰용차량 등으로서  
국채산대장여 등으로 된 차량을 제외한다

신고 기간

만 기 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1

지 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1  
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1  
( 1 1 1 1 )

신묘관소

서울특별시의 각종주권리

기타

각종사용신규분리외환

(별첨제시호선별지침부)

申

第一號表式

一定路線時依尋自動車使用申告書

申請者姓名	住居	職業	事務所	車種	車牌號碼	檢査日期	檢査場所	檢査結果	檢査官署名	檢査官印
田中 太郎	東京都中央区	会社員	〇〇株式会社	自動車	123456	昭和28年	〇〇事務所	合格	田中 太郎	(印)
申請理由	申請期間	申請日	申請場所	申請者印	申請者署名	申請者印	申請者署名	申請者印	申請者署名	申請者印
一定路線時依尋	1週間	昭和28年	〇〇事務所	(印)	田中 太郎	(印)	田中 太郎	(印)	田中 太郎	(印)

右申告書



一定路線の依據を以て  
自 國 物 用 車 輛 運 送 車 輛  
使用申告書

申請者姓名	住所	業務所 所在地	業務種類	運送物	運送回数	運送時期	運送回数	運送時期	運送回数	運送時期
東京市	本町	本町	運送	運送	運送	運送	運送	運送	運送	運送
昭和二十八年	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月
昭和二十八年	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月	五月





內務部長官が承認を以て別表を 付す特別市  
道路損傷負担金徴收規則之 以て公布す

付す特別市長 金 恭 善

植紀四三八年六月三十日

付す特別市規則第六九條

付す特別市道路損傷負担金賦課徴收規則

第一條 道路(附屬物之包含す以下に於て)を 特別損傷  
す之原因に於て 事業又は 行為を 爲す者に對しては 以て  
因する 要す 道路の修繕又は 維持費の一部に 充當す  
が爲すに 本規則の 是に於て 依りて 道路損傷負担金  
(以下負担金に於て)を 賦課す

第二條 負担金之 左に各款の 一に該當する者に 依りて 賦  
課す

一 道路の耐荷重量を超過す 重量荷物の輸送を爲す者

二 自動車運業者及自動車運送業者

三 自動車を自家用に使用す者

四 自動自転車を使用する者

五 牛馬車(純農耕用)を國道及地方道に對する損傷を以てし  
ば之及ぶ除外す)を 使用す者

第三條 負担金の總額を 前年度内の 道路の損傷程度を  
基礎とすに 毎年度 付す特別市長 以て決定す

第四條 負担金は 自動車 自動自転車 又は 牛馬車を使用  
する者の 對しては 一 走行行教文 左に規定すに 依りて 其  
他の物件を 使用する者に對しては 付す特別市長 以て 認定す  
損傷の程度に 依りて 之を 決定す

一 四人乘以下の 乗用自動車

- 二 七人乘以下の乗用自動車
  - 三 十人乗以下の乗用自動車
  - 四 二十人乗以下の乗用自動車
  - 五 三十人乗以下の乗用自動車
  - 六 三十人乗を超過する乗用自動車
  - 七 自動自転車
  - 八 積載量一吨以下の貨物自動車
  - 九 積載量一五吨以下の貨物自動車
  - 十 積載量二五吨以下の貨物自動車
  - 十一 積載量三五吨を超過する貨物自動車
  - 十二 二輪牛馬車
  - 十三 四輪牛馬車
- 前項の走行料数は 一 申告の依り 但 申告が異なる時は 申告が 不適当하다고 認定した時は 特別市長の認定の 依り 이를 決定す

第五條 第二條の規定した事業は 行為を犯す者は 毎年

七月十日까지 自動車 自動自転車 또는 牛馬車의 依り 付て 二種類 乗用定員 또는 積載量과 其年度申의 走行料豫定料數와 前年度의 実績을 其他의 依り 付는 道路使用物件의 名稱 積載量及 使用道路의 區間을 申告 特別市長에게 申告하여야 한다

賦課期日後의 申告 第三條の規定した 事業 또는 行為를 開始 또는 廢止하거나 負擔金算定의 基礎가 된 事項이 異動이 生じた 때의 申告 前項의 事項 또는 其損傷의 事實을 五日以内의 申告 特別市長에게 申告하여야 한다

第六條 負擔金は 七月一日現在에 依り 이를 賦課한다

前條第三項의 規定した 事實이 發生하였을 境遇에 是 月割의 依り 申告 負擔金을 賦課하거나 是 月割을 更改한다

第七條 負擔金은 年額을 二 申告한다 第一期의 依り 申告한다 但 負擔金年額壹萬圓以上인 때는 第一期의 依り 申告한다

一時의 이를徵收한다

第一期 九月一日부터 九月三十日限

第二期 翌年三月一日부터 三月三十一日限

前條第二項의 規定에 依하여 賦課한 負擔金의 徵收期限의 對하

어는 賦課時의 때로 이를 定한다

徵收期限前 納入義務가 消滅한 者의 對한 未納負擔金은 即

時 이를 徵收한다

第八條 左의 各條의 一의 該當하는 境過의 있어는 그 申請의

依하여 負擔金을 裁免할 수 있다

一 天災 事變 其他 不得已한 事由로 因하여 繼續하여 十五日 以上

事業 또는 行爲를 休止하였을 때

二 自己 取便의 依하여 繼續하여 五 日 以上의 日數가 事業 또는 行

爲를 休止하였을 때

三 繼續하여 十五日 以上의 日數가 事業 또는 行爲의 停止處方

을 當數인 때

四 其他 特別市長이 特別 裁免 當之 適當하다 認定하였을 때

第九條

道治의 修繕 또는 維持에 費用이 補充外기 爲하야 物件이나 勞力 또는 金錢을 寄附하거나 道治의 修繕 또는 維持 行爲를 爲한者 이 對하야는 寄附額 또는 그 費用의 範圍內에서 負擔金은 減免할 수 있다

前項의 物件 또는 勞力에 對한 價格 또는 그 費用은 市를 特別市長의 認定하야 依한다

第十條

前二條의 規定에 依하야 負擔金을 減免할 수 있으나 他의 事業 또는 行爲를 爲한者에 對한 負擔金은 이를 增額하지 않 이 한다

第十條

負擔金納入義務者의 異動이 生及을 때 이는 關係人 連署하야 이를 市를 特別市長에게 申告하야 한다

負擔金納入義務者가 市內의 住所 또는 居所를 改기 した는 때 에는 市內의 住所 또는 居所를 改인者로 시 負擔金納入管理人之長 하야 이를 市를 特別市長에게 申告하야 한다 이를 變更하야 할 때 또한 같다 負擔金納入義務者 또는 管理人之 住所 또는 居所를 變更하야 할 때 이를 市를 特別市長에게 申告하야 한다

前三項の依り 申告と 工任所は 居所の所管 區廳長を經由  
すべし

第十二條 負擔金の徴收の関する 地方稅徴收の例の依り

第十三條 本規則の施行の関する 必要な事項は 付録特別市長

の規則を 是とす

附 則

本規則を公布する日より 施行す

檀紀四三三年七月十九日 京城府告示 第一〇八號 京城府道路  
損傷負擔金賦課徴收規程を 是を 廢止す